

投票日に選挙に行けない方は

選挙当日、仕事や旅行などで投票所へ行けない方は、期日前投票または不在者投票を利用できます。期日前投票所は住所に関わりなく、市内3カ所いずれの投票所でも投票できます。入場整理券を持参してください。

期日前投票

投票期間：2月13日(月)～18日(土)

投票所・時間

①吉川市役所期日前投票所(市役所コミュニティルーム)・午前8時30分～午後8時

②吉川駅前期日前投票所(吉川情報サービスセンター・コア1階アトリウム)・午前8時30分～午後8時

③イオンタウン期日前投票所(イオンタウン吉川美南西街区2階特設会場)・午前10時～午後8時

※②の投票所に駐車場はありません。

不在者投票・郵便等投票(投票所以外での投票)

①滞在先で投票

仕事や旅行などで、市外での滞在が選挙当日を含め長期にわたる場合は、次の通り滞在先での投票ができます。

手順1

●不在者投票宣誓書兼請求書に必要事項を記入し、郵送または直接(代理可)、吉川市選挙管理委員会に送付。
●電子申請を利用したオンライン請求もできます。※マイナンバーカード、ICカードリーダーライターが必要です。

手順2

吉川市選挙管理委員会から郵送された投票用紙などの書類を持って、滞在先などの市区町村選挙管理委員会へ投票。

※不在者投票宣誓書兼請求書は吉川市選挙管理委員会の他、滞在先の選挙管理委員会にあります。また、市ホームページからも入手できます。

②郵便などで投票(郵便投票制度)

身体障害者手帳や戦傷病者手帳を所持し、一定の要件を満たしている方、介護保険の被保険者証で要介護5の方は、郵便などにより投票ができます。その場合、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。早めに吉川市選挙管理委員会までお問い合わせください。

また、すでに「郵便等投票証明書」をお持ちの方は、「投票用紙請求書」に「証明書」を添えて、2月15日(必着)までに郵送で吉川市選挙管理委

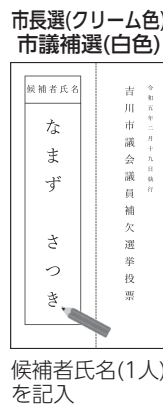
員会へ提出してください。

③指定施設で投票

不在者投票指定施設に指定されている病院や老人ホーム、障害者支援施設などに入院・入所の方は、その施設で不在者投票ができます。早めに各施設へお問い合わせください。

期日前・不在者投票方法

期日前投票と不在者投票は共に「白書式投票」です。



特例郵便等投票

※新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養などをしていて、一定の要件に該当する方は、特例郵便等投票が利用できます。

投票用紙などの請求

選挙当日の4日前(2月15日(必着)午後5時(必着)までに、吉川市選挙管理委員会に投票用紙等請求書の書類を郵便などで送付。

投票用紙の送付

選挙当日(午後8時(必着)までに、吉川市選挙管理委員会に投票用紙を

郵便などで返送。

※市ホームページにも投票用紙等請求書の書類などを掲載しています。
※濃厚接触者の方は、必要な感染拡大防止対策をとった上で、投票所で投票することができます(特例郵便等投票の対象ではありません)。

詳しくは、吉川市選挙管理委員会にお問い合わせください。



↑市特例郵便等投票ホームページ



↑総務省 特例郵便等投票ホームページ



感染症予防対策

【投票所】
アルコール消毒液の設置、選挙事務従事者のマスク着用(せきエチケット)、定期的な換気、記載台などの定期的な消毒、使い捨ての鉛筆の設置(持参した筆記用具の使用も可)

【有権者の皆さまへお願い】
マスク着用(せきエチケット)、来場前後の手洗い、手指の消毒

問合せ：吉川市選挙管理委員会

982・9572 FAX 981・5392 (郵送先)

〒342-8501、住所不要、吉川市

選挙管理委員会